小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための
適正引取・引渡に関する専門委員会

合同会合

平成２０年９月

－目次－

はじめに・・・

はじめに

本年２月にとりまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気電子機器リサイクルワーキンググループ)」では、現行家電リサイクル制度の施行状況における課題や具体的な対策について、下記のとおり、指摘されたところ。

【小売業者によるリユース品引取りの促進】

○　消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。既に、リサイクル品との適正な仕分けに留意しつつリユース品の引取りを実施している小売業者も存在するところであり、こうした取組も参考としつつ、より多くの小売業者がリユース品の引取りを行うことが期待される。ただし、リユース品の引取基準については、リユース流通の適正性や省エネ家電普及等による地球温暖化対策等の観点を踏まえた検討が必要である。

○　さらに、メーカープラント以外において処理される排出家電の多くが、小売業者から引き渡されたものであるが、これらの中には家電リサイクル法に基づく引渡義務違反の事例があり、小売業者の引渡義務実施の適正化を図る必要があることから、小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底のために、小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化、リユース・リサイクルの仕分けガイドラインの策定についても検討が必要と指摘された。

これらの指摘を受け、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会では、リユース・リサイクルの仕分け基準の作成に係るガイドラインについて検討を行った。

第１章　家電製品のリユース促進、及びリユース・リサイクル仕分けガイドライン策定に関する基本的考え方

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号、以下「家電リサイクル法」という）における家電製品のリユースとリサイクルとの関係に関する基本的な考え方と適正な仕分けのためのガイドライン策定の必要性については、以下のように整理することができる。

１．基本的な考え方

（１）循環型社会形成推進基本法に基づく整理

○　循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）において、廃棄物等となることができるだけ抑制（リデュース）されなければならない（法第５条）とした上で、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収、適正処分の順に優先されるべき（これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは除く。）と定められている（法第７条）。

○　この循環型社会形成推進基本法の考え方を踏まえると、家電製品のリユースについても、リサイクルより優先されるべき（これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは除く。）であり、リユース流通が適正な場合には、その促進を行うべきである。なお、リユースには、国内リユースと国外リユースがあり、環境負荷及び国内での資源有効利用の観点からみれば、国内リユースに優位性があるが、国外リユース市場には、国内よりも使用済家電の修理コストが安い、或いは、国内にはないリユース品の需要が存在するという実態があり、国外リユースは国内リユースを補完するものとして位置付けられる。

○　e-waste 等の観点からは、実際にはリユースに適さないものがリユースの名目で輸出を含む流通に供せられるべきではない。特に、輸出に際しては、バーゼル条約関連法令及び当該輸出先国の規制の遵守が前提である。また、リサイクルよりリユースを促進することが原則であるが、地球温暖化対策等も含め、環境への負荷の低減にとって、有効であるか否かについて、循環型社会と低炭素社会との両立を踏まえた議論が必要である。

○　この中で、家電製品のリデュースについてみると、技術の進展・環境配慮設計の推進等により、薄型化や小型化といった形で一定程度推進しているとも考え

られる。

（2）適正な仕分けのためのガイドライン策定の必要性

○　家電リサイクル法は、消費者が排出時に料金を負担する制度であるが、法施行の結果として、家電製品の使用期間の長期化が一定程度進展するという効果も現れている。このことから、消費者の排出時の料金負担による家電製品の排出抑制、さらには「物を大事に使おう」という国民意識の向上によるリユースの促進も進んでいると考えられる。

○　その一方で、使用済家電の中には、本来、小売業者から製造業者等に引き渡すべきものが、小売業者からリサイクル目的のために資源回収業者等に引き渡されているものも存在している。

○　このため、家電リサイクル制度全般の見直しの合同会合においては、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保するためにも、小売業者において、リサイクルされるべきものとリユース品として扱うことが適当なものとに使用済家電を適正に仕分けることが必要と指摘されているところ。小売業者におけるリユース引取りは、通常のリユース取扱業者とは異なる業態であるという認識に立ち、その特徴や多様性を踏まえながら、小売業者が自主的に仕分け基準を作成するに当たって参考となるような、仕分けガイドラインの策定に当たることが重要である。（下図、仕分けガイドラインのイメージ）

【リユース・リサイクル仕分けガイドライン活用のイメージ】

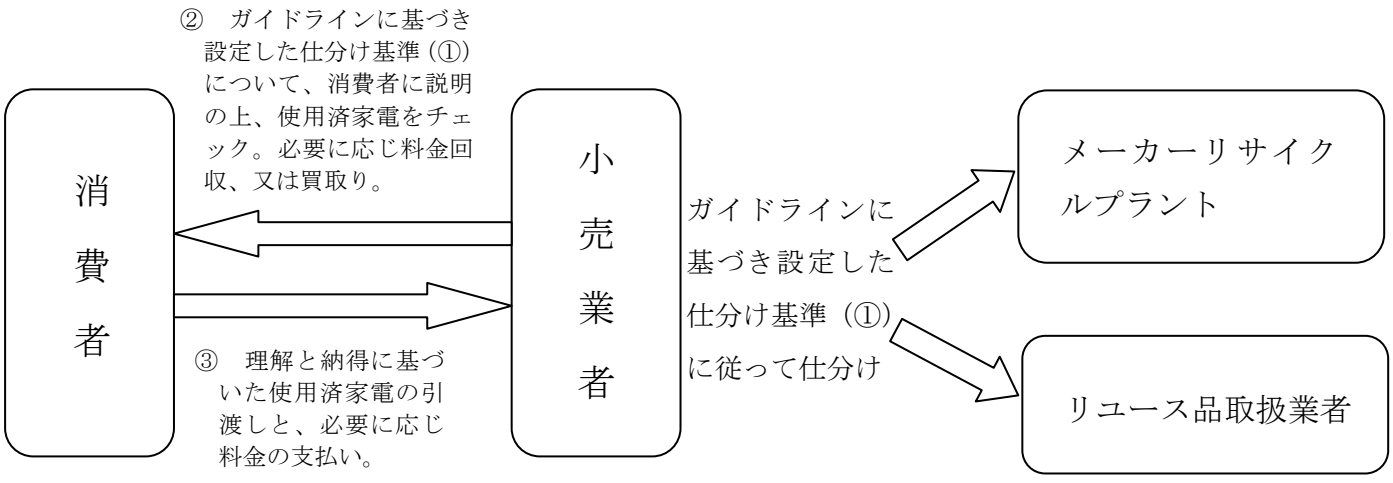

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び

○　また、家電リサイクル制度全般の見直しの合同会合においては、小売業者の引取り･引渡しの状況や使用済家電のフローの把握についても努めることが必要と指摘されている。これに加えて、小売業者における使用済家電管理のより一層の適正性を確保する必要がある。このため、リユースのフローについても、トレーサビリティの確保等を通じて、適正化・透明化を進めるべきと考えられる。

２．ガイドライン策定に当たっての、全体的な論点とそれに対する考え方

（１）一律指標の必要性

ガイドラインを構成する項目については、仕分けを行う小売業者にとって分かりやすい方が良く、年式等の一律の指標が求められる。ただし、そのような指標を用いると、まだ使える製品のリユースを阻害することになる可能性もあるとの指摘もある。

従って、一律の指標を設定した場合、当該指標が適正なリユースを阻害したり、不適正な廃家電の引渡しを助長したりすることのないよう検討が必要と考えられる。

具体的には、一律の年式指標を設定した場合、

・当該年式に該当しなくともまだ使える製品もあり得る
・当該年式に該当していても、地域によってはリユース品市場において需要が存在しない

といった事情が存在することに十分に留意し、

・当該年式を満たさないリユースは禁じられている
・当該年式さえ満たせばリサイクルに回す必要はない

との誤解等により、リユースの抑制や廃家電の不適正な引渡しの助長につながることのないよう、年式の一律指標については、リユース品取扱業者からのヒアリングを基にした現状における参考値であるという共通認識に立った検討が必要である。

（２）地球温暖化等、他の環境負荷要因との関係について

家電リサイクル法対象の家電製品については、エネルギー消費型の製品であるため、地球温暖化防止・省エネルギー促進との関係が論点となる。

地球温暖化防止・省エネルギー促進については、廃棄物の減容・資源の有効利用の観点とは異なるため、一律に比較が難しいものの、適正なリユース

の促進と、地球温暖化防止・省エネルギー促進の両方の観点を踏まえた仕分けガイドラインの在り方について、検討が必要と考えられる。

例えば、

- リユースすることが望ましい優れた省エネ性能を示し、当該性能以上の製品のリユースを推進する
- リユース品として継続使用することが望ましくないと考えられる最低限の省エネ性能を示し、当該性能以下の製品については、リユースではなく、省エネ性能の高い新製品への転換を促進する

など、様々なアプローチからの検討が必要と考えられる。

なお、買換前の製品と買換後の製品のそれぞれのサイズ・機能・省エネ性能によっては、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量が、買換前後を比較して大きくなるケースもあれば、小さくなるケースもあるとの指摘がある。

こういった指摘を踏まえ、可能な限り、サイズ・機能別のエネルギー消費量等を踏まえながら、リユース品市場における同種の製品の需要・価格帯にも留意し、リユースすることが望ましい製品を適切に選別し、リユースの促進と省エネ製品への転換の促進の両立を目指すという基本的な考え方の下で、ガイドラインを検討することが適当であると考えられる。

一方、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンディショナーには冷媒等にフロン類が含まれている製品がある。オゾン層保護の観点については、廃棄物の減容・資源の有効利用の観点とは異なるため、一律に比較が難しいものの、リユースの促進及びオゾン層保護の両方の観点を踏まえ、リユース後に廃棄処理される際のフロン類も考慮に入れて、ガイドラインの在り方を検討することが必要と考えられる。特に、フロン類のうちＣＦＣはオゾン破壊係数及び地球温暖化係数が大きいので、これを利用した冷蔵庫・冷凍庫のリユースの是非について、検討が必要と考えられる。

第２章　小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの設定と項目について

１．仕分け基準に関する二段階ガイドラインの設定について

今後、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、ヒアリング等を踏まえ、小売業者に参考として示すガイドラインとして、以下のような二段階のガイドラインを検討した。なお、それぞれのガイドラインにおける「リユース」とは、部品リユースは含まず、家電製品として再使用される「製品リユース」を意味する。

【ガイドラインＡ（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）】
家電リサイクル法に基づき廃家電の引取・引渡義務を負う小売業者が、家電リサイクル法遵守の観点から、自主基準の作成に当たり活用すべきと考えられるものを内容とするもの
（＝　リユース品市場の需要やその製品性能等の実態を踏まえれば、一般的にリユースされるとは考えられない場合を示す等、リサイクルのために製造業者等へ引き渡すべきであるか否かの判断に資するガイドライン）

・使用済家電を引き取った小売業者は、家電リサイクル法第 10 条に基づく法施行規則第３条により、
ア）自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合
イ）当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合
に限って引渡義務が生じないとしている。

・したがって、このガイドラインＡは、例えば、
①　リユースすることがほぼ不可能と考えられるものを、リユース品と偽って消費者から引取り、製造業者等以外に引渡すこと
②　リサイクルのために製造業者等に引き渡すと言って再商品化等料金を消費者から受領しながら、製造業者等以外に引渡し（リユース販売を含む）を行うこと
等の家電リサイクル法の趣旨に反する行為を防止することに資するものとする必要がある。

【ガイドラインＢ（適正リユースの促進に資するガイドライン）】

小売業者が自らの社会的責任（リサイクルすべきものの着実な製造業者等への引渡、適正なリユース事業の促進、及びリユース品流通の質を高めることを通じた循環型社会形成の促進への貢献など）**を考慮しながら、省エネ・地球温暖化防止対策、廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、リユース品取扱業者等との連携の下、適正リユースの促進に資するような自主基準の作成に当たり参考となると考えられるものを内容とするもの**

（＝　この指標を満たせばリサイクルよりもリユース品市場に回す方が望ましいという場合を示すなど、適正リユースの促進に資するガイドライン）

・このガイドラインＢは、例えば、

①　製造後わずか数年の製品であって、環境負荷低減の観点からも、リサイクルよりむしろ適正に国内外のリユース品市場で流通させることが適当と考えられるものを、適正なリユース品取扱業者に引き渡すこと

②　省エネ製品の普及促進やトレーサビリティの確保などの観点から、リユース品市場の適正性を高めていくこと

等に有効な仕分け基準を小売店が自主的に作成することに資するものとする必要があると考えられる。

・ただし、ガイドラインＢの考え方については、小売業者がそれぞれの仕分け基準を作成するに当たって、例えばこれに示される場合以外リユースは禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意する必要がある。

製品性能に関するガイドラインは別添としてまとめているが、このＡ・Ｂ二段階のガイドラインのイメージは、下図のとおり。

【製品性能に関するガイドラインのイメージ】

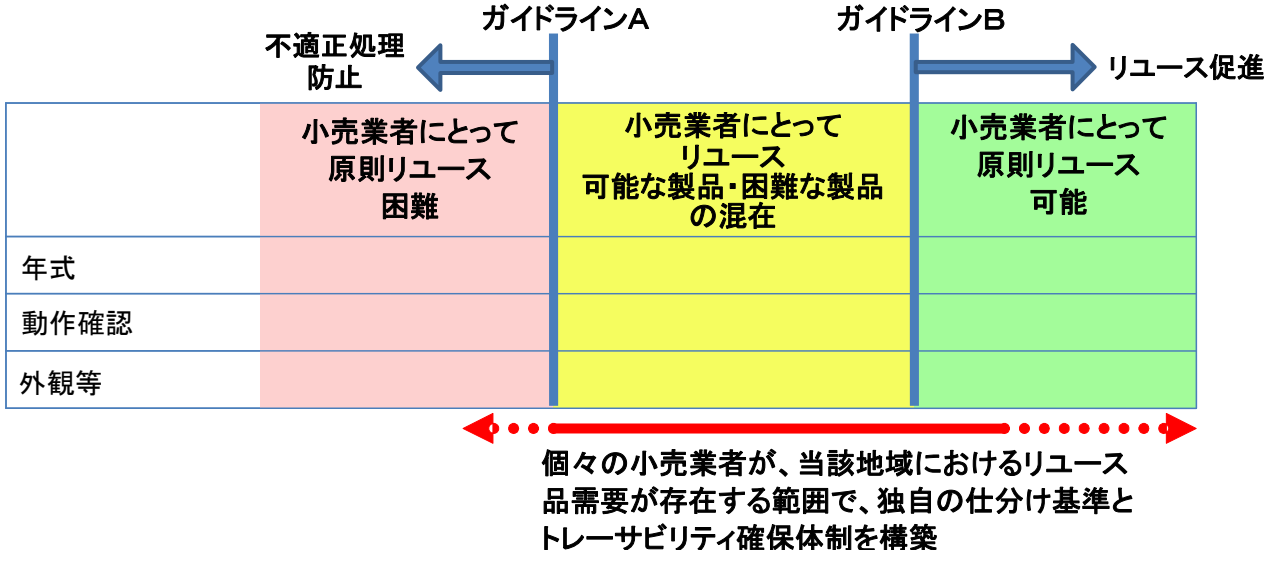

なお、このガイドラインＡとＢの間については、小売業者にとってリユース可能な製品・困難な製品が混在しており、各小売業者において、リユースするかどうかを適切に判断することが必要となる。例えば、ＡとＢの間の製品については、リユース品取扱業者からの情報、各製品の品質、地球温暖化等の環境負荷への影響を踏まえ、各小売業者において、きめ細やかな基準を設定するとともに、引渡先で適正にリユース品として利用されていることを確認するトレーサビリティ確保体制を構築することが望ましい。

２．製品性能に関するガイドラインの検討について

ガイドラインの項目については、リユース品取扱業者や輸出業者からのヒアリングに基づくと、（１）年式、（２）動作確認、及び（３）外観等とすることが適当である。

（１）年式

【ガイドラインＡ（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

・リユース品取扱業者や輸出業者からのヒアリングによると、品目、地域（国内・海外）によって若干の変動はあるものの、製造から 10～15 年経過したものについては、ほとんど需要が無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することは困難と考えられる。このため、これらの使用済家電については、原則として、小売業者は製造業者等の指定引取場所に引き渡すことが適当であると考えられる。ただし、小売業者がその仕分け基準において年式を設定する際には、当該品目の年式による地域におけるリユースの取引の状況など現にリユース品として需要の存在する範囲に留意する必要があると考えられる。

・品目毎の年式に関するガイドラインＡの検討結果は以下のとおり。

①エアコン・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約 15 年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することは困難と考えられる。
（現在の国内平均使用年数推計は約 14.1 年）

②テレビ・・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約 15 年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することは困難と考えられる。
（現在の国内平均使用年数推計は約 13.0 年）

③冷蔵庫・冷凍庫・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約 10 年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することは困難と考えられる。
（現在の国内平均使用年数推計は約 15.0 年）
（エアコン、テレビに比べ、海外リユース品市場ですら年式の古い製品に対する需要は小さいとのヒアリング結果あり）

④洗濯機・・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約 10 年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することは困難と考えられる。
（現在の国内平均使用年数推計は約 11.9 年）
（エアコン、テレビなどに比べ、海外リユース品市場ですら年式の古い製品に対する需要は小さいとのヒアリング結果あり）

【ガイドラインＢ（適正リユースの促進に資するガイドライン)】

・国内リユース品取扱業者からのヒアリングによると、製造年が「2000 年以前（８年前以上）のものは不可」という自主的な仕入れ基準を設けているリユース品取扱業者が多いとのことである。また、製造年が５年前以内の製品であれば基本的に買取可能と回答する国内リユース品取扱業者も存在する。一方、国内大手量販店からのヒアリングによると、製造年が７年前までの製品については、ほぼ全てが、適正に修理・リユース販売可能と回答する小売業者が存在する。
したがって、製造から約５～８年しか経過していない製品については、国内リユース品市場がほぼ成立していると考えられる。

・家電リサイクル法対象品目に関し、地球温暖化防止に資する省エネルギー性能についてかんがみると、消費電力の大きいエアコン、冷蔵庫・冷凍庫については、1995 年頃（約 13 年前）から 2000 年頃（約８年前）にかけて、省エネ技術の大幅な向上が図られてきた。また、これらの機器及びテレビについて 2000 年度から「省エネラベリング制度」が導入され、消費者にとっても地球温暖化防止に資する省エネ製品の情報が利用可能になってきている。したがって、地球温暖化防止の観点から、特に消費電力の大きいエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビについては、省エネラベル等の情報を参考に、省エネ性能の高い製品にあっては、リユースされることは望ましい。

・また、フロン類のうち、オゾン破壊係数及び地球温暖化係数が非常に大きいＣＦＣは、1996 年に日本では製造が禁止されており、国内で流通する冷蔵庫は国内メーカー製品が大多数である。このため、製造から少なくとも約７年以内の製品であれば、オゾン層保護の観点からも問題はないものと考えられる。

・これらの状況を踏まえると、製造から約７年以内の使用済家電製品を引き取るに際し、小売業者は、製造業者等によるリサイクルに引き渡すよりむしろ、リユース品市場（自ら修理・再販売、又は下記３．のトレーサビリティを確保した上でリユース品販売業者等へ引き渡し）での流通を、まずは検討することが適当である。

・なお、製造年が約８年以上前の使用済家電については、国内においてリユースされない、及び省エネルギー性能が改善される前の製品である可能性があり、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。ただし、海外において適正にリユースされたり、製造年の古い製品であっても省エネ性能の高い製品も存在する可能性があることから、小売業者は、リユース品取扱業者との連携の下、リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較や、同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較等に留意しながら、リユースすることが望ましい製品を適切に選別し、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の促進を両立することが適当である。

品目毎の年式に関する現在の国内リユース品市場及び省エネルギー性能の検討結果は別紙のとおりである。

（２）動作確認

【ガイドラインＡ（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

・小売業者が使用済家電を引き取って自ら再販売を行う場合には、最低限の動作確認として、通電検査を自らの責任で行うことが適当である。

・一方、リユース品取扱業者からのヒアリングによると、通電検査を直接行っているリユース品取扱業者がある一方で、海外輸出やリユース品販売業者への卸売業の場合、必ずしも自らは通電検査を行っていない（行う必要がない）場合もある。

・したがって、小売業者が使用済家電を引き取り、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、必ずしも小売業者自身が通電検査を行う必要はない。ただし、この場合には、当該リユース品取扱業者や当該使用済家電を家電製品として使用する者に引き渡されるまでの間に介在する者が通電検査を行うなどの検査・修

理体制が整えられていることを確認する必要がある。（確認の方法については、「３．使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインの検討」を参照）また、修理ができず廃棄する必要が生じた場合等、国内において、リユース品として販売できなかった際（売れ残り品を含む）の当該使用済家電の処理責任は所有者にあるが、そのリサイクル料金等の実質的な費用負担等（分担する場合等）についても、あらかじめ契約上定めておく必要がある。

【ガイドラインＢ（適正リユースの促進に資するガイドライン）】

・リユース品取扱業者からのヒアリングによると、リユース品の動作確認は、最低限の動作確認としての通電検査の他に、異常音確認、テレビの画像確認、冷蔵庫の温度設定、洗濯機のタイマー機能など、機能面の詳細な動作確認・修理を行っている業者が存在する。小売業者が、使用済家電を引き取り、自ら再販売する場合には、これらの動作確認・修理を自らの責任で行うことが適当であると考えられる。

・小売業者が使用済家電を引き取り、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、必ずしも小売業者自身が詳細な動作確認・修理を行う必要はない。ただし、この場合には、当該リユース品取扱業者や当該使用済家電を家電として使用する者に引き渡されるまでの間に介在する者が詳細な動作確認を行うなどの検査・修理体制が整えられていることを確認（確認の方法については、「３．使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインの検討」を参照）するとともに、各動作確認項目について、小売業者においても把握しておくことが望ましいと考えられる。

・なお、動作確認に際しては、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」（平成 11 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第１号）に記載されている通り、製造業者は、耐久性、修理のしやすさに配慮した特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫するとともに、修理の実施体制の整備、修理の実施体制等に関する情報の提供、交換部品の供給及び機能追加のための部品の提供、適切な使用方法に関する情報の提供等を小売業者やリユース品取扱業者に行うことが期待される。

（３）外観等

【ガイドラインＡ（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）】

・リユース品取扱業者からのヒアリングによると、上記（１）の年式にかかわらず、外観において著しい破損・汚れがある場合や、外観上の確認により、機能上不可欠な部品が欠損していることが明らかな場合（修理可能なものは除く）には、当該製品をリユースすることはほぼ不可能とのことである。

・また、リコール対象製品など、製品安全の観点から、リユース品市場に回すべきではない使用済家電も存在する。

・したがって、小売業者がこうした使用済家電を引き取った場合には、製造業者等の指定引取場所に引き渡し、リサイクルを行うことが適当である。(品目ごとの詳細は、別添「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」参照)

【ガイドラインＢ（適正リユースの促進に資するガイドライン)】

・リユース品取扱業者からのヒアリングによると、上記（１）の年式を満たし、
① 外観上の汚れが著しく少ない
② リモコンなど付属品が揃っている
③ リユース品市場で需要の高い特定の製造業者や型式
などの条件がそろっている場合は、適正なリユース流通が確保される可能性が高いと考えられる。

・小売業者は、リユース品取扱業者と連携しつつ上記条件を参考にして、きめ細かい使用済家電の買取基準を設けるとともに、引取時において段階的な買取価格を消費者に明示するなどして、リユース品市場（自ら修理・再販売、又は下記３．のトレーサビリティを確保した上でリユース品販売業者等へ引き渡し）での流通を検討することが望ましい。(品目ごとのチェック項目の詳細は、別添「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」参照)

・また、家電リサイクル法で製造業者等に回収・破壊が義務付けられているフロン類を含むエアコン、冷蔵庫・冷凍庫等については、リユース品取扱業者においてやむを得ず廃棄処理する場合にあってもフロン類の適正処理が確保されていることを判断の一部とすることなども適当である。

３．使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインの検討について

小売業者における使用済家電管理のより一層の適正性を確保するためのトレーサビリティに関するガイドラインは以下のとおり。

【ガイドラインＡ（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

使用済家電を引き取った小売業者が、リユース品としてリユース品取扱業者に引き渡す場合、引渡先で適正にリユース品として扱われることを確認する必要がある。このためには、少なくとも以下の項目について記録・管理を行うことが必要である。

・引取台数及び引渡台数
・引渡日時
・引渡先業者の名称・所在・業種（国内販売業者か輸出業者か等）
・引渡先業者における古物営業法上の許可の有無

なお、上記２．（２）動作確認に記載したとおり、動作確認については、必ずしも小売業者本体が行う必要はないが、引渡先のリユース品取扱業者で検査・修理体制が整えられていること（引渡先が輸出業者の場合、その輸出先国における必要な修理・販売体制）を確認するとともに、修理ができず廃棄する必要が生じた場合等、国内において、リユース品として販売できなかった際（売れ残り品を含む）の当該使用済家電の処理責任は所有者にあるが、そのリサイクル料金等の実質的な費用負担等（分担する場合等）についても、あらかじめ契約上定めておく必要がある。

【ガイドラインＢ（適正リユースの促進に資するガイドライン)】

リユース品取扱業者からのヒアリングによると、現状では、リユース品の流通において、販売日時・販売先といった情報の管理はされておらず、トレーサビリティが確立していない。一方で、現在、リユースマニフェストや契約書といった形式で、自主的にトレーサビリティ確保に向けた検討が開始されているところである。

以上の状況を踏まえ、使用済家電を引き取った小売業者が、これをリユース品としてリユース品取扱業者に引き渡す場合、引渡先で適正にリユースされていることを確認するためには、上記ガイドラインＡの項目の記録・管理に加え、下記項目も含め、リユース品取扱業者に対して定期的に報告を求めることなどによる可能な限りの状況把握を行うことが重要である。

・引渡先における売れ残り率と、売れ残った場合や引渡後の修理過程で生じる廃棄部品の適正処理状況
・引渡先における点検・修理・販売先の記録などトレーサビリティ確保の状況
・消費者に対する、製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付などの状況

なお、こうした状況把握をさらに進め、小売業者が、リユース品取扱業者と連携する形で、１台ごとのトレーサビリティを確保し、消費者に対して引き取った使用済家電の状況を情報提供すること等について検討を行うことは、より望ましい取組として促進されるべきである。

使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインは別添としてまとめているが、このガイドラインＡ・Ｂのトレーサビリティのイメージは、次ページの図のとおり。

【使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインのトレーサビリティのイメージ】

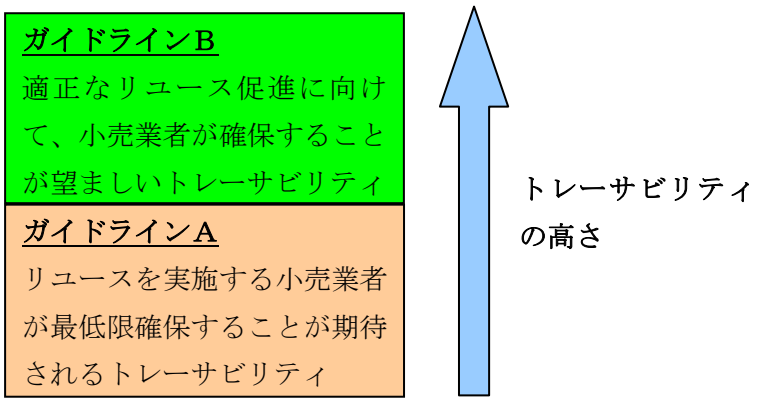

おわりに

今後小売業者においては、別添「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえつつ適切なリユース・リサイクル仕分け基準を作成した上で、これを適切に運用していくことが期待される。このガイドラインは家電リサイクル法の適正運用及びリユースを含めた３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の促進を目的とするものであり、小売業者が本ガイドラインをもって、新製品の販売促進や引き取った使用済家電のリユース品取扱業者への押し付け販売につなげることはあってはならない。

小売業者は、その他以下の事項に留意しつつ、リユース・リサイクル仕分け基準を運用していくべきであると考えられる。

- 自社のリサイクル・リユース基準の消費者に対する適切な情報提供
- 関係会社にとどまらず、フランチャイジーまで含めた統一的運用
- 配送・工事委託業者への周知徹底　　等

国は、小売業者（特に大手量販店）に対し、今後、小売業者が自主的に作成するリユース・リサイクル仕分け基準の運用状況とリユース品の引取り・引渡しを行った場合のリユース品流通のトレースについて、定期的に報告を求めるべきであり、その報告内容については産業構造審議会・中央環境審議会等の場において透明な議論を行うことが必要である。

なお、家電製品のリユース品市場の動向は地域・時期によって非常に流動的であることを十分に踏まえ、国においては、引き続き家電製品のリユース品市場の実態や省エネ性能に関する調査等を進め、必要に応じガイドラインの見直しを検討することが必要である。

（別紙）

ガイドラインＢの検討に係る、品目毎の年式に関する現在の国内リユース品市場及び省エネルギー性能の検討結果

①エアコン・・・　リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計を基に、製造から約７年以内（製造年 2001 年前後）のものについては、国内市場を含む適正なリユース品市場が存在すると考えられる。

（＝　現在の国内平均使用年数推計は約 14.1 年であり、製造から約７年以内のものであれば、国内では、まだ５年以上使用される可能性がある。また、輸出業者からのヒアリングに基づくと、海外では、まだ約 10 年以上使用される可能性が高いと推測される。）

（※）省エネ性能の観点からの分析

製造後から約７年以内（製造年 2001 年前後）のものであれば、インバータ制御機能など、省エネ性能も十分に高い製品が多いと考えられる。（1995 年度製から 2001 年度製までに、約 30%の省エネ改善を達成。2001 年度製から 2007 年度製までは、約 10%の省エネ改善。）

例えば、製造が約７年前のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準（冷暖房兼用のものであって直吹き形で壁掛け形のうち冷房能力４kW 以下のもの：目標年度 2004 冷凍年度、その他のもの：目標年度 2007 冷凍年度）の達成率が約 100%以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース品市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造が約７年前の製品であっても、目標年度 2004 冷凍年度又は 2007 冷凍年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。

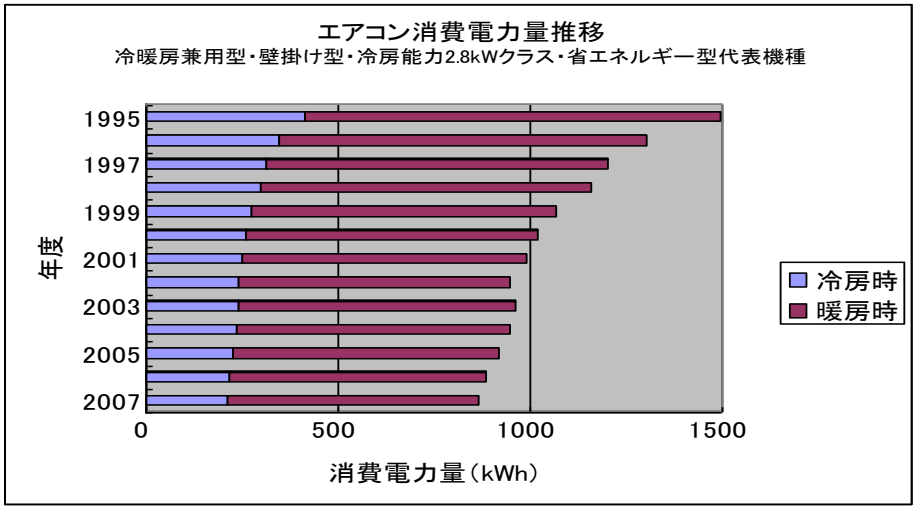

（出典（財）省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ　2008 年夏版）

②テレビ・・・・　リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計を基に、製造から約７年以内（製造年 2001 年前後）のものについては、国内市場を含む適正なリユース品市場が存在すると考えられる。

（＝　現在の国内平均使用年数推計は約 13.0 年であり、製造から約７年以内のものであれば、国内では、まだ５年以上使用される可能性がある。また、輸出業者からのヒアリングに基づくと、海外では、まだ約 10 年以上使用される可能性が高いと推測される。）

（※）省エネ性能の観点からの分析

また、製造後から約７年以内（製造年 2001 年前後）のものであれば、待機時消費電力の削減が進んでいるなど省エネ性能も十分に高い製品が多いと考えられる（2001 年１月に待機消費電力１W以下の業界自主宣言が行われ、2001 年度から待機消費電力が激減。2001 年度以降、待機消費電力は 0.1W台で推移。）

例えば、製造が約７年前のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度 2003 年度）の達成率が約 100%以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース品市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造後が約７年前の製品であっても、目標年度 2003 年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。

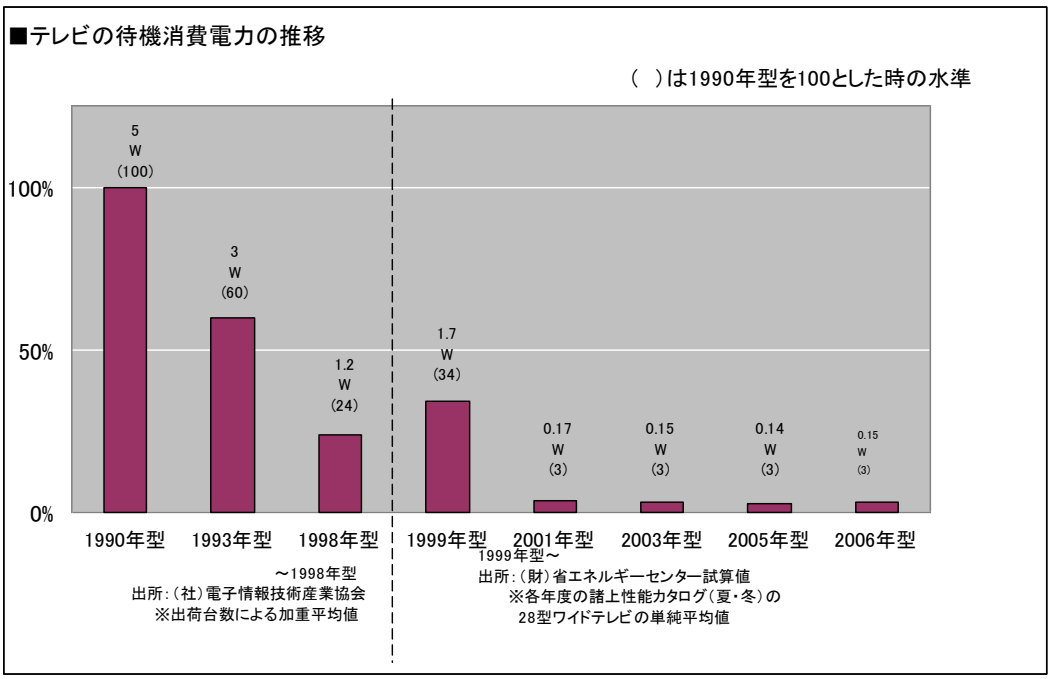

（出典（財）省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ　2007 年冬版）

③冷蔵庫・冷凍庫・・・　リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計に基づき、製造から約７年以内（2001 年製前後）のものについては、国内市場を含む適正なリユース品市場が存在すると考えられる。

（＝　現在の国内平均使用年数推計は約 15.0 年であり、製造から約７年以内のものであれば、国内では、まだ５年以上使用される可能性がある。また、輸出業者からのヒアリングに基づくと、海外では、まだ約 10 年以上使用される可能性が高いと推測される。）

（※）省エネ性能の観点からの分析

また、製造後から約７年以内のもの（製造年 2001 年前後）であれば、インバーターコンプレッサーを搭載しているなど省エネ性能も十分に高い製品が多いと考えられる。（1995 年度からの数年間で１リットル当たりの消費電力量の大幅な省エネ改善が実現された。）

例えば、製造から約７年後のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準（目標年度 2004 年度）の達成率が約 100％以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース品市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造から約７年後の製品であっても、目標年度 2004 年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。

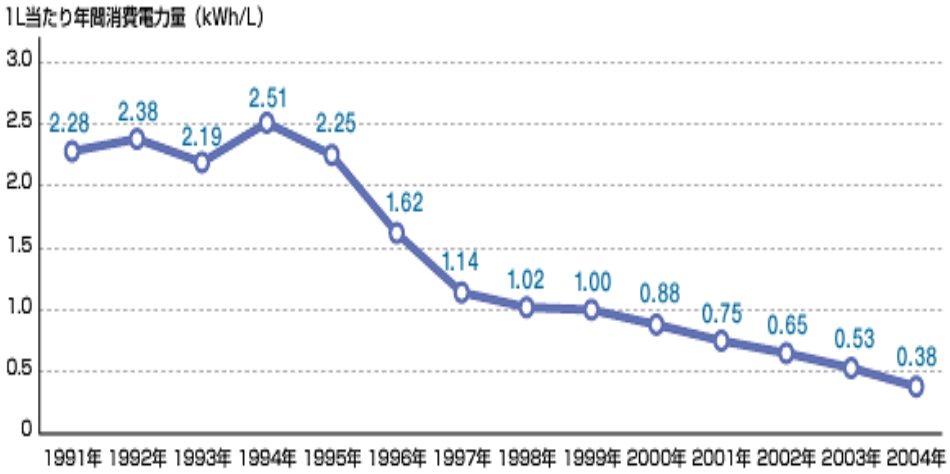

（出典（財）省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ　2005 年冬版）

④洗濯機・・・　リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計に基づき、製造から約７年以内のものについては、国内市場を含む適正なリユース品市場が存在すると考えられる。

（＝　現在の国内平均使用年数推計約 11.9 年であり、製造から約７年以内のものであれば、国内・国外双方において、まだ約５年使用される可能性があると推測される。）

なお、洗濯機は省エネトップランナー基準が設定されておらず、省エネラベリング制度の対象にもなっていないため、省エネの観点からの検討は行わなかった。

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1　製品性能に関するガイドライン

（1）エアコンディショナー

項目	ガイドラインA （家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン）	ガイドラインB （適正リユースの促進に資する ガイドライン）
年式	○　製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○　ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○　製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 （※）ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要
（温暖化防止・省エネ性能）		○　平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力 4 kW 以下のもの：目標年度 2004 冷凍年度[1]、その他のもの:目標年度 2007 冷凍年度）の達成率が約 100%以上で、温暖化防止にも資する製品 （※）省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2004 冷凍年度又は 2007 冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある

[1]冷凍年度とは前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までの期間。例えば 2004 冷凍年度は 2003 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までである。

		○　なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較　等
動作確認	○　リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた必要な修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○　リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○　上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し ➢ 室外機外面の錆が表面積の約 10%以上 ➢ 室内機が破損している ➢ 室内機と室外機が揃っていない ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○　上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➢ リモコンなど付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○　段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

（2）テレビジョン受信機

項目	ガイドラインA （家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）	ガイドラインB （適正リユースの促進に資するガイドライン）
年式	○　製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○　ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○　製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 （※）ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要。
（温暖化防止・省エネ性能）		○　平成 20 年８月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度 2003 年度）の達成率が約 100%以上で、温暖化防止にも資する製品 （※）省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2003 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○　なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較　等

動作確認	○　リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○　リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 輝度確認 ➢ コントラスト確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○　上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し ➢ ブラウン管の破損 ➢ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○　上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➢ リモコン等付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ○　段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示 ○　アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により 2011 年には使用できなくなることについて説明

（３）冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドラインA （家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン）	ガイドラインB （適正リユースの促進に資する ガイドライン）
年式	○　製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○　ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○　製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 （※）ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要。
（温暖化防止・省エネ性能）		○　平成 20 年８月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準（目標年度 2004 年度）の達成率が約 100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品 （※）省エネトップランナー基準の目標年度は 2004 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○　なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較　等

動作確認	○　リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢　通電検査 ➢　検査の結果に応じた修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○　リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢　庫内温度確認 ➢　異常音確認 ➢　異臭確認 ➢　上記確認結果に応じた必要な修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	○　上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し ➢　外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10%以上 ➢　庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➢　リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○　上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➢　外見上の汚れが著しく少ない ➢　リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢　廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○　段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

（４）洗濯機（衣類乾燥機を含む）

項目	ガイドラインA （家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン）	ガイドラインB （適正リユースの促進に資する ガイドライン）
年式	○　製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○　ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要	○　製造から約 7 年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 （※）ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要。
動作確認	○　リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢　通電検査 ➢　検査の結果に応じた修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し	○　リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 ➢　異常音確認 ➢　洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレーキテスト（運転中の開閉時に回転にブレーキがかかるか） ➢　１工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➢　動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➢　上記確認結果に応じた必要な修理 ○　上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討

外観等	○　上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等へ引渡し ➢ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10%以上 ➢ ふたが欠損している ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである	○　上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 ➢ 専用ホース等付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○　段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

２ 使用済家電のトレーサビリティに関するガイドライン

項目	ガイドラインＡ （家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン）	ガイドラインＢ （適正リユースの促進に資する ガイドライン）
契約	○　消費者にリユース条件を提示した上で、金銭授受の手続き（再商品化等料金の再請求や料金返還など）を含む消費者とのリユース契約を文書化 ○　リユース取扱業者へ引き渡す場合、修理・動作確認・販売体制・販売できなかった場合の処理に関するリサイクル料金負担等の分担について、引渡先業者と契約上明確化	－
記録管理	○　以下の項目に関する、小売業者における記録・管理 ➢ 排出者からの引取台数・引取日時 ➢ 自らリユース品として再販売した場合の販売台数、販売日 ➢ リユース取扱業者への引渡台数、引渡日 ➢ 引渡先業者の名称・所在・業種 ○　配送業者に委託している場合には、リユース判断マニュアルを委託先配送業者に説明･配布の上、以下の項目に関し、小売業者が記録・管理 ➢ 家電リサイクル券の発行・回付 ➢ 配送運転履歴（日時・引渡先）	－
引渡先における取扱状況の把握	－	○　以下の項目に関し、小売業者における、リユース品引渡先における取扱状況の把握（必要に応じ、報告の受領） ➢ 引渡先の売れ残り率と、売れ残った場合や廃棄部品等の適正処理状況 ➢ 消費者に対する製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付 ➢ 自主的なマニフェストの活用等による個品管理等、トレーサビリティ確保に関する状況

（注）使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインＡ・Ｂの内容は、製品性能に関するガイドラインＡ・Ｂの内容と直接関連するものではない。